

市町における職員対応要領の策定、相談窓口、地域協議会の設置状況調査結果一覧表

平成30年4月1日時点／三重県障がい福祉課

No.	市町名	職員対応要領				差別解消支援地域協議会										設置予定	未定	予定なし
		策定済み	策定予定	未定	予定なし	設置済み	分類は欄外を参照のこと					組織形態						
							うち共同で設置	差別解消法	基本法	総合支援法	虐待防止法	工夫点等	課題等					
1	津市	○				○			○									
2	四日市市	○				○	○											
3	伊勢市	○				○		○	○	○		協議会には必要に応じて部会を設置し、部会の決定を協議会の決定とすることで、内容により迅速な意思決定が行える						
4	松阪市	○												30年10月～				
5	桑名市	○														○		
6	鈴鹿市	○				○	○ 亀山市	○										
7	名張市	○				○		○				会議体が多いため、負担とならないよう配慮した						
8	尾鷲市	○														○		
9	亀山市	○				○	○ 鈴鹿市	○										
10	鳥羽市	○				○		○	○									
11	熊野市	○												30年10月～31年3月				
12	いなべ市	○				○			○									
13	志摩市	○				○		○		○								
14	伊賀市	○				○			○									
15	木曾岬町	○														○		
16	東員町	○				○			○								○	
17	菟野町	○															○	
18	朝日町	○															○	
19	川越町		30年4月～9月														○	
20	多気町	○				○			○									
21	明和町	○				○			○									
22	大台町	○				○			○									
23	玉城町	○				○				○		高齢者等虐待防止ネットワーク会議と共同で設置している	高齢者等虐待防止ネットワークを基に設置したが、当事者や学校教育関係者のかかわりが不十分である					
24	度会町	○				○			○									
25	大紀町	○														○		
26	南伊勢町	○														○		
27	紀北町	○														○		
28	御浜町	○														○		
29	紀宝町	○														○		
合計		28	1	0	0	16	2	3	4	10	3	-	-	2	11	0		

差別解消法・・・障害者差別解消法(第17条)に基づく地域協議会の位置付けのみを有している。
 基本法・・・障害者基本法(第36条)に基づく合議制の機関の位置付けを兼ねている。
 総合支援法・・・障害者総合支援法(第89条の3)に基づく協議会の位置付けを兼ねている。
 虐待防止法・・・障害者虐待防止法に基づくネットワークの位置付けを兼ねている。